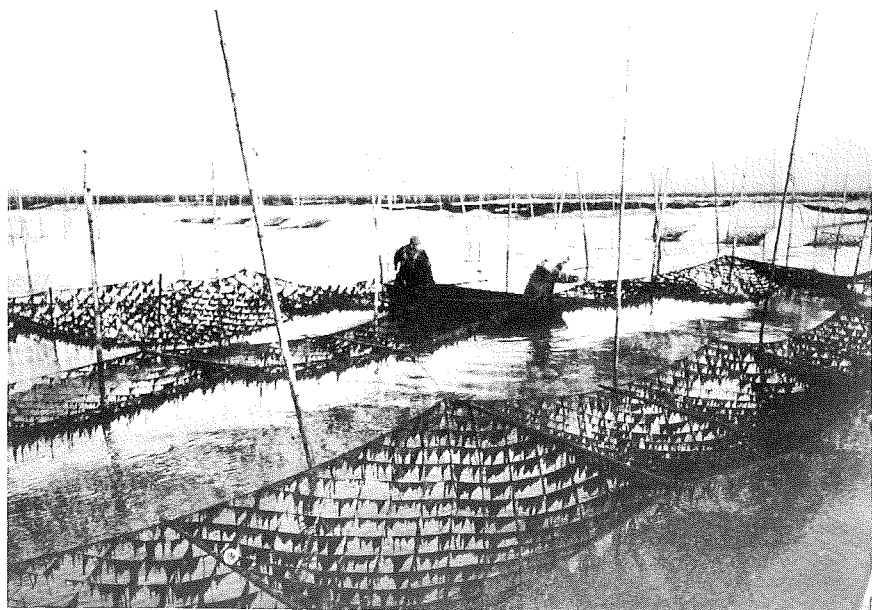


(西瓜・メロン・イチゴ)、蘭草、酪農などの近代的な複合経営が考慮されなくてはならない。高能率で高い生産性をもった、大型機械一貫体系下の近代的経営であると同時に、集約度の高い精密な技術を要し、労働集約的な高収益部門を複合した経営であることが必要である。

そして経営としては複合であるが、畜産部門にしても園芸部門にしても団地化する必要がある。これは汚水、異臭など公害防止の観点ばかりでなく、管理の集中化・能率化、そして集・出荷の共同化のためにも重要である。圃場整備事業は予めこの点を当初から考慮し、用排水施設などもこれら土地利用に対応して設計されなければならない。

またこれら基盤整備事業に対応して、近代施設の拡充にもつとめなければならない。ライスセンター、カントリ、農業機械格納庫、野菜集・出荷所、畜産施設、中核管理センターなどが、川副農業の核となり拠点となつて始動することが必要である。またそのためには高度な知識と技術を習得したオペレーターなり、若い後継者の育成が必要である。幸い町内には「農業試験場」と「農業大学校」が位置しており、これらと十分な連係を保ちその利用をはかりながら、こうした問題に取り組むことも必要であろう。農業を取りまく情勢はきびしいが、それに対応できる基盤づくりを、町全体の建設計画のなかで着々とすすめることが重要である。

## 水産業



採 摘 苔 海

## 一 漁業の推移

明治十六年八月十三日、佐賀県議会開会に当たり、県令鎌田景弼は、「本県の県会は実に本日を以て肇始とす。抑々往時を回顧すれば、本県の沿革たる廢藩の後一旦伊万里県となり、直ちに復して佐賀県となり、また分割して三潞・長崎の二県に隸属し、終に長崎県に合す。今復本県再置の拳あるや……。」と波乱の誕生に言及し、百年の大計を県議及び五十万県民に訴えたと佐賀県政のスタートが記録されている。

因みに当年の決算は、収入五三万一、九七四円九〇銭四厘、支出五〇万九、七六七円七九銭五厘にして、二万四余りの黒字である。収入の中、国庫下渡金は三万九四二円で五・八一%、九四%の財源を持った自治体である。

漁業は概ね藩政より引き続き慣行によって行われ、維新開国によって蝦・干煙あけたまの輸出が盛んとなり、長崎から支那商社の来県が頻繁になり、製造技術も進み蝗養殖は大正時代までも続いた。一方漁業秩序の維持のために、明治十九年漁業組合格約作成が令せられ、明治二十年五月には、九州西南部肥前国佐賀郡漁業組合格約が制定され、その後全国的に漁業の地位確保が叫ばれて、明治三十五年には、漁業権を物権ものゝに看做した漁業法が制定施行され漸く安定し小康を保つに至った。即ち区画漁業権、特別漁業権、専用漁業権、定置漁業権の四種の権利に漁業権を加えて、物件と看做し、権利の移転や抵当権をも認められ地権に類する強い基盤となった。

四十年を閲くわして澎溼ほうしつとして興った民主主義とマッカーサーの占領政策は、一致して漁業法を大きく改正し、権利を持つ者の漁場から直接働く者の漁場へと変わり、売買、相続、譲渡、貸与等権利の移動は禁止され、更に抵

当設置もできないこととなった。

一方漁法は、交通不便のため天然の鰯・鯉の煮干輸出以外は、地元とわずかな背後地（佐賀市、久留米市、柳川市、大川市）の消費を満たす程度の鮮魚が水揚げされていたが、鉄道の普及により、玄界の大量生産の鮮魚移入に押されて後退し、わずかに目簞をかついでふれ売りする程度の生産高に落ち込んだ。

しかし禍を以て福となすことを得た。その一つは牡蠣養殖である。整備された交通網に乗せて明治末期から大正、昭和、戦前までの鮮魚として、九州各県は勿論、大阪、台湾までの移出、煮干としての長崎、神戸から大陸や東南アジア華僑への輸出、缶詰としての米国輸出、これらは佐賀有明、とくに川副町水産業の産業革命である。

更に加えて玄式網、鮫鱈網、流し網漁業は玄界に対抗して、熊本、長崎に出漁し、明治三十五年からは遂に朝鮮沿岸、大正後期の動力船となってからは、北鮮や鴨緑江河口に至り安東を越えて山東省芝罘や青島沖、また一団は北へ進み北洋、カムチャツカ沿岸にまで遠征の壮挙を敢えてし、輝かしい記録を残した。

太平洋戦争中、男手は少なく燃油のない漁業は、有明海の魚介に存分の繁殖を促した。戦後、外地からの引揚者、戦地からの復員軍人は、土地も資本もないまま取り付き易い漁業に、生活の糧を求めた。しかし限られた有明海の魚は、漁民の数の増加に反比例して減少し、共倒れの状態を醸し、加えて昭和二十五年のシャープ勧告による税制改革により、漁業に事業税が課せられることとなり、南川副のごときは、三分の一以上の組合脱退者を出し、各地とも組合運営が危ぶまれるまでに衰微した。

同憂の隣県福岡は、これを機に、漁民数と漁場面積のバランスを主張し、本県に漁場の割譲を強要し、現地漁

区紛争は各地に頻発し水産庁の調停を得て、昭和二十七年に至って漸く協定が成立した。この内憂外患の救世主となったのが、藻貝、海苔の養殖である。

藻貝養殖は、試験場の指導による人工採苗と、既に人工採苗に成功していた島根県中海の稚貝を導入しての養殖で、昭和三十年代前半は日本一の水揚げ高を誇り、大阪・東京に至るまで国内の値段操作ができるほどに成長したが、違反漁業であるジャンジャン舞い（機船ダオ曳）による成貝の盗難が頻発し、昭和三十五年までで本格的養殖は途絶した。

海苔養殖は二十七年より始められたが、種子場のない本県では採算がとれず、思い立つ人、思い止まる人と交々あって定着せず案ぜられていたところ、三十年の鹿児島県米の津種子の開発により、一応安定し、三十二年の人工採苗の成功により更に良質海苔の安定生産に自信を得、昭和三十四年以降は、網漁や濁漁を止めて大方が海苔養殖に転換した。

更に他産業からの参加もあって、漁場はフルに使用され、昭和四十二年は遂に密植による白腐れの惨禍に見舞われた。

更に昭和四十二年より冷凍保存網の技術が開発され、年毎に生産は上昇し、今日日本一の高野生産の町として知られるまでになった。

また、国や県も漁業法改正の大業を終えて昭和二十八年から、産業の振興に着手、水産振興協議会を設けて、生産基盤の整備、漁業基地の建設、漁港の改修等により出し、更に昭和三十一年から新農山漁村建設事業に着手南川副・早津江の共同加工施設、大詫間の共同集荷場、広江の船巻揚機等が建設された。更に昭和三十三年に沿

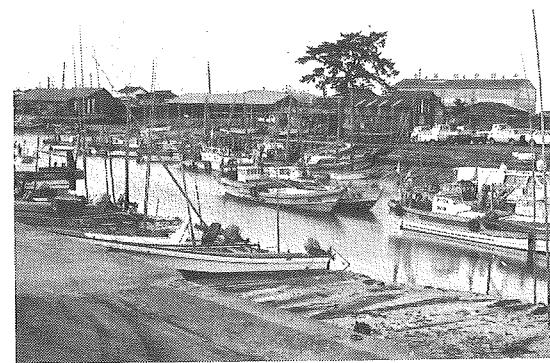
十五 村	中 原 村	大 詫 間 村	犬 井 道 村	厘 外 津	寺 井 津	早 津 江 津	相 応 村	小 々 森	西 古 賀 村	下 古 賀 村	田 中 村	飯 盛 村	漁 浦
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	佐 賀 郡	所属郡名
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	有 明 沖	漁場名
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	蝦、海月、鱧、鯉、海茸、鰻、その他雑魚	採捕の水産名

税は第3表の通りである。

第1表 第七六 漁浦 (県統計)



昭和30年ごろの戸ヶ里漁港



現在の戸ヶ里漁港 (昭和52年)

明治二十一年県統計課の記録を抜粋すれば第1表、第2表の通りである。

次の第2表より川副町を抜粋すると漁家二九三戸、漁民数一、一〇〇人となり、佐賀郡漁戸七八八戸の三〇％である。明治二十三年以降の県統計は郡別に調査されているから、その三七％を念頭において類推すべきであろう。また明治十六年の初県会において決定された漁業県

岸漁業振興対策事業が始められ、続いて一次構造改善事業、二次構造改善事業等により、海苔人工採苗場、海苔検査場、保管倉庫と漁協・漁連の施設は、海苔養殖事業を中心として年をおって整備された。

## 二 漁民と漁撈